

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

17C037(SK18200)、19B036(S2019030)、28C006

③施設の情報

名称：高岡愛育園		種別：児童養護施設	
代表者氏名：施設長 清水 康男		定員（利用人数）： 45（26）名	
所在地：富山県高岡市佐加野 1701			
TEL：0766-22-3122		ホームページ：	
【施設の概要】			
開設年月日 1953年（昭和28年）5月			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人富山県呉西愛育会			
職員数	常勤職員： 24名	非常勤職員	9名
有資格 職員数	社会福祉士 5名	保育士	16名
	医師 1名	調理師	3名
	栄養士 2名	臨床心理士	3名
施設・設備 の概要	居室数 本館 9室 小規模グループケア棟 ひまわり 4室 かがやき 6室 コスモス 6室	設備等 （本館） 娯楽室、食堂、図書室、学習室、 体育館、洗面所、浴室、便所 （小規模グループケア棟） 遊戯室、調理室、食堂・居間、 洗面所、ユニットバス、便所	

④理念・基本方針

<p><理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ・私たちの子どもたちが、家庭的な居場所で、ゆっくり安心して成長していけるように努めます。 ・私たちの子どもたちが、人間環境の中で、愛されていることを実感し、人を愛することができるように努めます。 ・私たちの子どもたちが、着実に自己肯定感を育み、将来、地域の中でしっかりと自立できるように努めます。
--

＜基本方針＞

和の精神のもと、穏やかで温かな養護をなすことにより情緒の安定をはかり、多くの経験を積ませ、自立していけるように努める。

- ・児童相談所の援助企画に基づき、自立支援計画を策定するとともに、従来からの書類を一本化し児童の動きがわかるようにする。
- ・自立訓練として、学校、地域、社会教育団体等の行事や当園行事には、進んで参加させ、多くの経験を積ませる。

⑤施設の特徴的な取組

- ・「合同ケース検討会」を年7回開催し子どもの養育方針、自立について話し合う（参加者：座長、明橋大二医師・児童相談所・小中高校・市教委・愛育園職員）
- ・高岡市要保護児童対策地域協議会 代表者会議 実務者会議に参加しPRする。
- ・愛育園「希望を引き出す応援面接」を年3回実施し、子どもとの人間関係を深める。
- ・児童虐待防止マニュアルに従い、明るく楽しい愛育園づくりを目指す。
- ・週1回の小学生学習塾（講師は地域の大人）に取り組ませ、学習意欲を高める。
- ・園祭（ボランティア40名参加）に積極参加させ、大人との交流を図る。
- ・“なかよし運動会の主役は子どもたち”を前面に出した運営をする。
- ・人生儀礼「七五三・元服・髪上げ」祝いを厳粛な中、全員参加で斎行する。
- ・クリスマス会、卒園を祝う会は、子どもたちと職員が一体となって取り組む。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年9月25日（契約日）～ 令和2年4月8日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

【家庭的な雰囲気の中で子どもの育ちを育む】

小舎制になり、各棟に年齢の異なる子どもが家庭的な雰囲気の中で、学習、掃除、洗濯、買い物、食事の手伝いなど社会のルールと基本的な生活習慣を身に着けるための支援している。子ども一人ひとりの基本的欲求や心理的状况を把握し適切な支援が出来るよう、各棟でリーダーや担当職員、臨床心理士が各立場で情報の共有を図りながら、子どもの意思を尊重し一人ひとりの育ちを柔軟に支援している。

【環境整備への迅速な対処】

子どもの生活環境の整備を第一に掲げ、新設した各棟へのアクセスに配慮した舗装整備や防犯カメラ設置など各種要望に対して迅速な対処を行っている。また、大

舎制の残る本館においては、ユニット化に向けて職員は子どもたちの意見や希望を汲み取り、家庭的養育環境に近く生活しやすい空間となるよう大規模な改修を計画的に進めている。

◇改善を求められる点

【職員が将来的なビジョンと共に進める中・長期計画策定】

事業が国や県が示す計画に基づいて、計画的に大舎から小舎（小規模グループ単位）へ移行している。それに合わせて職員は、施設の小規模化においての方針や取り組み成果を理解したうえで、どう展開していくかを考える必要があり、それらについて検討されたビジョンを反映した中・長期計画が組織的に策定されることが望まれる。

【記録の整備に向けて】

苦情解決、リスクマネジメント、感染対策、人権擁護、人権侵害などの各種方策に関わる書類の整備が進んでいない。各種書類の整備の必要性や効果について職員間で検討し、PDCAサイクルが効果的に機能するような記録整備を期待したい。

【人材確保と職員の育成強化】

職員のキャリアなどに応じて求められる姿を設定し、職員一人ひとりがキャリアを形成していけるような、自己評価・目標設定や研修などの仕組みを整え、養護方針にある～目指す養育者像～「共に寄り添い、ともに歩み、ともに育つ」が具現化され、人材の育成と定着につながることを期待したい。

【子どもの権利擁護に関する取り組み】

子どもの希望を聞き出す仕組みや情報を伝える取り組みが弱い。それらは、子どもの権利に大きく影響することから、伝える力や情報をキャッチする力が弱い子どもにも配慮して、権利について共に学ぶ機会を設けるなどの取り組みを期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今後、以下の点について改善する。

- 1 ホームページを更新する。
- 2 中・長期的な養育・支援における具体的な計画内容や数値目標について検討する。
- 3 ボランティア等の受入れについて申込書やコンプライアンスの視点から誓約書など検討する。
- 4 危機管理事態への対応について見直しや周知の仕組みなど検討する。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>平成 28 年度に作成された施設要覧には、「児童養護施設の役割」、「創業当初からの指導目標」、「生活目標」、「目指す指導者像」、「運営理念」、「職員の姿」、「沿革」などに分けて記載されている。利用者をはじめ、施設への来訪者や関係機関などへ事業の紹介と理解に活用している。職員には、冊子『高岡愛育園養護方針』を配布し、表紙に「運営理念」と「目指す養育者像」を明記して、年度初めの職員会で改めて施設長から周知するとともに、冊子を手にするたび、視覚からの情報となるよう作成されている。現在、職務研究会において、要覧の見直しが行われているが、児童福祉法改正により、権利主体は児童であることがより明確になったことから『子ども版』要覧なども検討され、子どもが手にしてより安心な内容となることに期待したい。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>中部児童養護施設並びに施設長学習会に施設長が参加、職員も全国児童養護施設研修会や中部ブロック児童養護施設・乳児院研究協議会などに参加し、事業の動向把握に努めている</p>		

<p>る。また、富山県家庭的養護推進計画も踏まえて「社会福祉充実計画」を策定している。高岡市要保護児童対策地域協議会などにも出席しているが、地域の潜在的な動向や背景を自らの組織として調査・分析するには至っていない。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・ b ・c
<p><コメント> 富山県家庭的養護推進計画も踏まえて、本館ユニット化及び分園型小規模グループ棟での養育・支援を平成26年～令和2年の期間で計画的に遂行し、来年度予定している本館ユニット化改修については、生活の主体である子どもや職員の意見を集約して進められている。今後は地域の潜在的な状況や動向を収集・検討し、併せて小規模な家庭的環境下での養育・支援を目指す中での職員体制などを踏まえた経営課題について明確にしていくことに期待したい。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・ c
<p><コメント> 「平成29年度～令和3年度 社会福祉充実計画」が作成され、会計士などの確認を受け評議会の承認を得ているが、内容は施設整備事業のみに留まっている。中・長期計画には、「小規模グループケアの在り方の追求」「人材確保における働き方改革」「職員における養育能力の向上」など、理念の実現に向けての重要な取り組みや課題と捉えている内容を明らかにし、その実現に向けての具体的な計画、数値目標、予算などを盛り込み策定されることが望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・ c
<p><コメント> 「平成29年度～令和3年度 社会福祉充実計画」は、養育・支援における具体的な計画内容や数値目標に触れていない。また、単年度計画については策定されているが、中・長期的な計画内容が施設整備に限られていることから、整合性が図られていない。今後は、中・長期計画内容に基づいて当該年度に重点的に取り組む事業内容を反映し、具体的な内容で当該年度の指標として機能し、評価が可能な単年度計画の検討・策定が望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ b ・c
<p><コメント> 単年度の事業計画についてはこれまで施設長が中心となり、家庭支援専門相談員及び基幹</p>		

<p>的職員らと共に職員会で養育・支援の成果や行事内容についての意見を求め、とりまとめて策定している。施設長は今年度より就任しており、これまでの仕組みを見直し、事業を具体的に展開する職員全員が事業計画について理解を深め、意欲的に意見を表明し、参画できる事業計画策定に向けた組織体制の構築に期待したい。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント> 事業計画については、子どもや保護者などへの説明に至っていない。入所時において、子ども及び保護者の状況などによって説明が困難な場合も想定されるが、その後の関わりの中で、説明や理解を図ることが望まれる。毎月保護者に向けて、お知らせ・行事案内を送付し事業の内容について周知を図っているが、子どもにも主体的な生活を促す観点から、年齢に応じて自らが受ける事業（サービス）について分かりやすいツールを用いて説明することが、積極的な参加を促す観点からも期待される。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント> 平成28年度に引き続き第三者評価受審を実施している。組織的なサービスの質の向上に向けてリーダーが、所属する棟ごとの現状や課題・意見をまとめリーダー会で検討し、全体的な運営方針については職員会で協議し共有に努めている。また『コモンセンスペアレンティング研修』を指導力向上に向けた重点取り組みとして継続展開されている。これらを踏まえた取り組みが、「2019年度取り組み」と題し、重点課題の取り組み計画書として作成されているが、課題の抽出方法や実施方法、評価時期など具体的な記録・記載に至っていない。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント> 第三者評価受審のため今年度は自己評価を職員で実施されているが、その集計結果や事業所自己評価表作成の根拠について、職員への説明や周知が十分に行われていない。「2019年度取り組み」計画書については、根拠となる課題の抽出は自己評価結果やアンケートを活用し、「取り組み内容」「方法」「評価期間」を盛り込むなどフォーマットに工夫すること、また、その年度やタイミングで重点的に取り組みたい内容などについては、情報や手順を可視化して共通理解のもとPDCAサイクルが組織的に進められることに期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設長は法人が併設して運営している、デイサービスセンター施設長を兼任している。今年度より就任し、「社会福祉施設長資格認定講習課程」を受講しながら、社会福祉分野全般について学び、自らの責任と所在について『愛育園 事務分担表』で明らかにしている。また、緊急及び災害時の対応については職員会に参加し、職員に対して理解と周知を図っている。今後も緊急対応をようする感染症対応など、あらゆる有事の発生も想定し、職員のみならず保護者や地域、関係機関などに対し、施設長や事業所の役割や取り組みについて、ホームページや書面などによって発信していくことに期待したい。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設長は社会的養護事業に係わる研修会や協議会に参加し、法令についての理解や各種法令における情報や変更などの取得・周知に努めている。その中でも、児童養護施設職員としては、社会的な役割や責任がとりわけ大きいことからコンプライアンスの徹底を呼び掛けている。様々な事例を捉えて職員会で紹介し、ネットワークシステムで閲覧できるような体制を構築しているが、職員各々へ浸透しているかについては確認や検証する仕組みづくりが求められる。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>中部児童養護施設乳児院研究協議会をはじめとする県内外の関係研修及び会合に参加し、とりわけ様々な背景を抱えて利用に至る子どもたちの現状や児童養護施設サービスの動向を把握している。毎朝定時より早く出勤し玄関先に立ち、子ども達の顔を見ながら幼稚園や学校へ送り出し、13時過ぎから行われる全体ミーティングへ出席し、グループごとの暮らしぶりや養育・支援の状況把握に努めている。今後は、グループケアという少人数でのかかわりの中で暮らす子どもひとり一人と、第三者的に向き合う機会を設け、サービスを受ける立場の思いがより反映される養育・支援の提供に、指導力が発揮されることを期待したい。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p>		

就任初年度であるが、従来から継続して取り組んでいるグループケアへの移行、残る大舎内におけるユニット化に向けての大規模改修を来年度の実施に向けて、実際生活する子どもや担当職員の声を反映させるよう配慮している。また、平成28年児童法改正や国のビジョンや富山県家庭的養護推進計画などに基づいて実施しているサービスの現状を踏まえ、パンフレットである『施設要覧』見直しとホームページ作成を職務研究会という組織と共に進めている。取り組み課題の実行に向け、より多くの意見やアイデアを取り入れるなど指導力が発揮され効果的な運営につながることに期待したい。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>中・長期的な福祉人材計画は十分に整備されていない。これまでの離職率が高いことから「働き方改革」を掲げ、小規模グループケアにおける多様な背景を抱える子どもへの対応に向け、コモンセンスペアレンティング知識・技術習得による資質向上の継続と、就業規則に準じながらも棟ごとに就労時間は弾力的に運用する取り組みを始めている。職員の専門性の向上と定着にげるつなげるためにも、職員と共に取り組みに対する検証と検討を重ねていくことに期待したい。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>法人として、就業規則・管理規則・給与規則・給料表・互助会・育児休業・介護休業・非常勤就業規定などが整備されている。家庭支援専門相談員や基幹的職員、各職員による担当業務は、事務分担表に業務内容が記載されている。また、人事考課のため自己評価表に基づき自己業務分析を実施、さらにリーダー評価が実施されているが、その内容がどのように反映される仕組みであるか職員が十分理解しているとは言い難い。サービスが24時間365日途切れないという特性から、施設長補佐の役職を検討しており、施設長をフォローすることで事業のサポート体制強化が図れることを目指している。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>4年前より小規模グループケアに取り組む中で、棟リーダーが中心となって、子どもの実態や職員の健康状態、ワークライフバランスに配慮しながら格棟での柔軟な勤務体制に委ねている。家庭支援専門相談員や基幹的職員も労務相談の窓口となり、棟リーダーのサポート体制が構築されている。施設長は「職員応援面接」として、7月と1月にヒアリング期間を設け、全ての職員と個別面談を実施して意向の把握に努めている。また、「働き方改</p>		

<p>革」の具体策として、理事会の承認を得て今年度より公休を増加した。現在の勤務は、当直を含めて24時間の拘束時間となっていることもあり、生活スタイルが変化した場合に勤務が継続できるか不安な声も聞かれる。今後は家庭的養護のあるべき姿の追求と併せて勤務体制を検討し、より働きやすい職場環境が整備されることに期待したい。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント> 職員が目指す養育者像は、毎年度初めに配布される、事業計画及び高岡養護愛育園 養護方針表紙に記載し、周知されている。小規模グループでの家庭的な養育環境の提供に向けては、職員一人ひとりの指導力の向上が重要な取り組みであることを認識しており、グループケアの現場においては、リーダーや主任などが養育・支援の相談に丁寧に対応している。今後は一人ひとりの指導力向上を具現化するためにも、自己目標設定や進捗状況確認、評価など一連の仕組みとして機能するような人材育成の工夫が望まれる。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント> 職員研修の内容については、令和元年度事業計画において県内・外での外部研修や職場における内部研修の予定や内容について記載されている。また、平成30年度事業報告書には、参加した研修について報告されている。これらは、従来から定型的な研修内容が多くキャリアによって受講対象が選択されている。また、内部研修については、今年度、基幹的職員による「価値観について」や、非常勤の心理担当職員による「子どもとのかかわり～さまざまな技法を使う～」など職員全体で学びの機会を設けている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ b ・c
<p><コメント> 学びの意欲を大切に、各年度計画書で階層や職種に順応した研修が提案されている。事業所としてグループケアの指導力向上を目指し、COMMONSENSPARENTEING技術を習得している主任職員による伝達研修を、履修歴に基づいて計画的に全職員が学べるよう取り組んでいる。今後は、職員が自らの将来ビジョンを描き能力を分析する仕組みのもと、一人ひとりが求める知識や技術の取得のための多様な開催主体の研修情報を提供し、キャリア形成も含めた研修計画が策定、実践されることに期待したい。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ b ・c
<p><コメント> 実習生の受け入れについては、社会福祉法人の使命「福祉人材の後継者育成」として捉え、養護方針の冊子にも『実習生受け入れ』の項目を設定し、全職員に法人姿勢の周知を図っている。実習窓口として、家庭支援専門相談員が各種機関と調整を行い、マニュアルに基づいて対応している。現在就労している職員の中にも、こちらでの実習を経験し就職</p>		

を希望したというエピソードがあるように、実習を機に社会的養護分野に興味や関心を抱く学生もいる。実習は、様々に異なる専門資格取得過程であり、直接指導に当たる職員にも、実習指導者講習などへ参加する機会を提供し、実習指導者の育成や質の向上が望まれる。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>ホームページは「とやま学遊ネット」のマイページとして基本的な事項と問い合わせメールが紹介されているが積極的な発信は行われていない。前回の第三者評価受審後の改善課題としてホームページの更新を掲げており、現在『施設要覧』の見直しと併せて、施設長及び職務研究委員会で検討を重ね、具体的な形に仕上がってきている。この機会にぜひ法人としてホームページを開設され、理念や家庭的な養育環境の方針、事業計画など掲示にし、具体的に事業の取り組みを紹介、収支報告書や第三者評価結果の公表、ボランティア募集やお知らせなどの情報発信し、それ自体がコミュニティとなって広く地域社会に周知され、事業に対する理解や支援効果の高まりが望まれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>法人では第1種（児童養護）及び第2種（介護保険）社会福祉事業が展開されており、施設長及び事務担当者2名が経理規定に基づいて適正な運営に努めている。事業予算及び決算は、理事会・監事会・評議会で承認されている。運営全般については毎年、富山県主務官庁による監査が実施されているが、経営については、さらに公正性と透明性の確保の観点からも外部組織の専門家からの監査や助言支援を求めることに期待したい。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>運営方針に「…児童、職員、地域との関係を密にし、より良い施設を目指す」と表明し、子ども達が地域になじめるよう自治会の児童会へ加入、おやつなどの日常的な買い物は近</p>		

<p>所の商店やコンビニなどの社会資源を利用している。また、毎年子どもたちと職員、ボランティアや賛同する団体などが協力して、愛育園祭を企画・運営し、普段から交流のある関係者や広く地域住民、友人などを招待し交流活動を楽しんでいる。今後は、より家庭的な養育環境を目指す中で、子どもたちの友人訪問などについても、園庭遊具や体育館に限定することなく、年齢や性別に配慮しながら屋内娯楽スペースの整備を工夫し、交流関係の保持に配慮されるよう期待したい。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a・b・㉔</p>
<p><コメント></p> <p>多様なボランティアにより多くの価値観に触れることは、子どもの豊かな成長を支援する観点からも重要な取り組みと捉え、養護方針の冊子にも『ボランティアの受け入れ』の項目として考え方が記載されている。すでに従来から学習指導が継続され、多くの慈善団体や個人からの支援を受けており、最近では職員の知り合いから、自身の特技であるダンス（リトミック）活動の機会を提案され実施したところ、子どもたちも喜んで活動参加している。今後は、事業の特性を考慮しながら事業目的や内容、基本的な処遇、トラブルへの対応などを盛り込んだボランティア向けしおりを作成したり、申込書やコンプライアンスの視点から誓約書などについても検討され、互いに喜びや達成感を得たり、支えあい学びあう活動が安全に展開できる体制の構築が望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a・㉕・c</p>
<p><コメント></p> <p>地域からの見守り機能も子どもの成長には欠かせないことから、子ども達が日常的に利用する商店やお店などには、日頃から職員も顔を出し良好な関係づくりに配慮している。子どもたちが通う教育機関に対しては、基幹的職員が窓口となることが事務分担表に明記され連絡・連携に努めている。教育機関及び児童相談所、高岡市教育委員会などの重要な関係機関とは、スーパーバイザーに医師を据えて年間7回の検討会が開催され、共通理解を図り、議事録が保管されている。今後は、棟毎に利用する社会資源や子どもの状態に応じて必要な資源（ライフラインなど含む）をリスト化し、緊急時など誰でも対応できる体制の整備に期待したい。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>a・㉕・c</p>
<p><コメント></p> <p>施設長は地域・社会福祉施設との連絡調整の業務を担い、高岡市要保護児童対策地域協議会や国吉地区社会福祉協議会、防犯協議会などへ参加し地域の現状把握と情報の共有を図っているが、地域の福祉ニーズの掘り出しには至っていない。地域福祉ニーズについては、愛育園祭のように大勢の参加が見込まれる機会アンケート調査の実施、統計データなどの収集、また地域座談会の開催や関係団体へのヒアリングなど実情に合わせて計画的に取り組み、地域福祉課題の発見と把握に繋がることを期待したい。</p>		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>法人として児童養護に加えて、高齢者対応の通所介護及び訪問入浴事業を実施している。地域福祉における具体的なニーズなどの把握には至っていないことから、公益的な事業や活動は十分ではない。公益的な取り組みについて職員と模索や検討を繰り返し、子育て短期入所生活援助や夜間養護、子育て相談などについて関係機関や行政と現状や需要などについて積極的に協議され、その方針が、中・長期事業計画へ反映されることが望まれる。また災害時において、地域とどのような協力関係や協定を結んでいるか、必要であるか、についても改めて確認・検証し、早期に災害時の相互協力や設備提供などの対応をとりまとめ、職員や地域住民へ周知し、公益性を有する組織として地域福祉向上の一助となることに期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>「施設要覧」や「養護方針」に運営理念などを掲げ、それらは子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示されている。各棟に「養護方針」を配布し、年度初めには職員会で内容を周知している。運営理念を毎日のミーティングで読み合わせしていたが、内容が各自に入っていないという課題があり、文章を短くするなどし、より共通理解が進むよう運営理念などの見直しを行っている最中である。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>生活の大原則として「人の部屋や棟には入らない」と掲げ、各棟で掲示や声かけをするなど周知している。小規模グループケア棟は、ダイニングやリビングは皆でくつろげる共有スペース、居室は各個人の私生活の自由が守られるスペースとして生活の場にふさわしい家庭的な環境である。大舎制のなごりがある本館も、よりプライバシー保護に配慮した生活の場となるよう改修計画を進めている。今後はプライバシー保護に関する規程・マニュアルなどを整備し、あらゆる生活場面におけるプライバシー保護について職員が意識できる取り組みを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		

30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者などに対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>入所時には「施設要覧」と「入園時にあたり保護者の皆さんへ」を準備し、説明については主任、棟リーダー、担当職員2～3名で行っている。年齢や障害などに配慮した資料は準備しておらず、保護者においては直接説明できる機会が少ないことから、ホームページを含めた資料は、子どもや保護者にとってより分かりやすいものにすることが望ましい。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者などにわかりやすく説明している。	a・b・ ②
<p><コメント></p> <p>子どもの気持ちに寄り添い自己決定に配慮している職員の姿が見られ、面会に来る保護者には月間行事予定表が書かれた「児童指導目標」を渡している。危機事案が発生した際は、児童相談所と協議し対応方針を決め保護者に報告している。養育・支援の開始・過程における説明の手順などは決まっておらず、また、説明内容や同意を得るまでの過程の記録がない状況である。直接説明できなかった保護者には、後に説明が可能になることも想定されるため、どのような援助が行われたのか記録で確認できることが望ましい。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行などにあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員と担当者は退所した後の相談窓口になり、対応に当たった者は家庭支援専門相談員に報告し状況を共有している。措置変更、地域・家庭への移行などについては児童相談所と協議し、保護者との連絡調整は市の担当者、学校など地域の関係機関との連携・調整は施設というように、役割分担をしている。これらの支援体制の構築状況については、子どもや保護者が安心できるよう書面で示せることが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ ④ ・c
<p><コメント></p> <p>事前に子どもに「応援面接カード」を配布し、「希望を引き出す応援面接」という個別の面接機会を年3回設けていたが、子どもの希望時にいつでも対応する、気になる子は個別に声かけするという方針に変わり、現在定期的な個別面接は行わず、日常の関わりや各棟で行われる年3回の棟ミーティングで子どもの満足度を把握している。全ての子どもの満足度を把握し改善課題の発見につなげるための仕組みとしては弱いため、伝える力が弱い子どもや保護者などの意見も吸い上げる仕組みづくりを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見などを述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・ ⑤
<p><コメント></p> <p>苦情受付担当者、苦情解決責任者、苦情解決第三者委員については「入園にあたり保護者</p>		

<p>のみなさんへ」に明示しているが、解決の仕組みについて子どもや保護者に伝える取り組みはない。子どもが直接職員に言いにくいことを紙に書いて投入する「お話ボックス」が設置してあり、施設長だけが内容を知ることができるとし「施設要覧」に明示しているが、施設長は意見箱・苦情受付箱としての機能を果たしていないと考えている。具体的な要望ではなく落書きとして受け止め処理しているものがあるが、「なぜ子どもはそのようなものを投入したのか」投入した子どもの心情を考え、意見箱・苦情受付箱として機能していない要因を職員全員で考える機会をもつことが望ましい。秘密は守ると表明しつつも、子どもを守るために時には関係者と情報共有して問題解決を図ることについて、子どもや保護者に丁寧に説明していくことを期待したい。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもなどに周知している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>各棟で生活しているが、朝食は全棟の子どもが本館に集まり食べていることから、毎日担当職員以外の職員と話せる機会がある。子どもと職員の様子からは、話しやすい関係づくりができていていると感じられるが、意思を表明することが苦手な子どもや秘密にしてほしい話がしたい子どもにとっては、複数の方法があることや、秘密が守られることについて明示してあることが安心につながるため、職員の意識だけに留めず、文章の配布や掲示などの取り組みにも期待したい。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子どもからキャッチした相談や意見についてはミーティングなどで共有し、即対応できることは施設長が改善指示を出している。また、児童相談所がキャッチした子どもの意見は、施設にフィードバックされるため、職員会などで改善課題として審議している。今後は対応方法、記録方法、対応経過と結果の説明、公開方法などについて手順を検討し、マニュアルなどの整備を期待したい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・ c
<p><コメント></p> <p>「危機管理事態への対応」には、無断外出、不当所持品、暴力、不審者などの対応マニュアルが整備されているが、見直しや周知の仕組みは弱く、ヒヤリハット報告や事故報告の収集、分析、再発防止策についての記録がない。設備面の安全確認はチェック表を用いて毎月行っていたが、現在はチェック表を用いず気づいたら直ちに施設長に報告するとしている。職員全員の気づきを促す取り組みがなければ、視点のズレや漏れが生じるリスクもあるため、研修の実施や個々の取り組みについての定期的な評価、見直し改善を図ることが望ましい。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・ c
<p><コメント></p>		

ノロウイルス、O157、インフルエンザ、アタマジラミほか、各種感染症のマニュアルが整備されているが、見直しや周知の仕組みは弱く、取り組み実施の記録がない。毎日のミーティングなどでの感染症予防に向けた意識啓発に留めず、保健医療の専門職からの助言・指導を受け予防策の手順確認を行うなど、職員が十分理解した上で対策が実行されることが望ましい。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地震、水災、火災、土砂災害のマニュアルが整備され、毎月違う想定で避難訓練が行われているが、事業継続の観点から、安否確認方法、食料や備品類の備蓄状況などは、特定の職員だけに留まらず全職員に周知されることが望ましい。居室の危険箇所や災害時の持ち物などについては、各棟で子どもらと共に災害対策について話し合い、地域における災害時の施設の役割については、地域住民と共に検討されることを期待したい。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>各棟に配布している冊子「養護方針」には、運営理念と目指す養育者像が表記され、指導目標、入所児童の生活3大原則など13項目にわたり方針が書かれている。また生活指導についても起床・就寝、礼儀・挨拶と言葉づかいなど18項目にわたり目的・方法・留意点が文書化してあり、未就学児、小学生、中学生、高校生の指導目標についても明記してある。今後は職員の違いなどによる支援内容の差異を極力なくすために、「養護方針」に基づいて養育・支援が実施されているかどうかを確認する仕組みが確立されることを期待したい。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎日の職員ミーティングや日頃の子どもたちの意見を取り込みながら、次年度に向け年間を通して検証し、年度末の職員会で「養護方針の見直し」を審議している。また、新年度に修正された新たな冊子「養護方針」を各棟に配布し、年度初めの職員会などで変更箇所について職員に説明している。今後は「養護方針」に基づいて実施されているかどうかについて確認する仕組みを確立し、職員各自のさらに深い検証を期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>自立支援計画票は、本人の意向、保護者の意向、長期目標、短期目標、児童相談所との協議内容、学校・保育所の意見の項目があり、長期目標については、家庭、地域、総合に分けてアプローチ方法などを書き、短期目標については、施設の生活目標である「素直な子・よく学ぶ子・ねばり強い子」に向けた支援上の課題を整理して書く構成となっている。アセスメントの手順は定められておらず、個別のニーズがどれだけキャッチできているのか、またキャッチしたニーズが自立支援計画票に反映されているのかについて記録からは読み取ることができないため、今後は子どものことをより深く知るためのアセスメント手法が確立されることを期待したい。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・ ⑥ ・c
<p><コメント> 自立支援計画の評価・見直しは、6月と12月に一斉に行い、評価は「○・△・×」表記としている。目標が達成できなかった要因分析などの記録が不足しており、次期自立支援計画の支援内容に反映すること、支援の質向上に関わる課題などが不明瞭である。今後は記録の方法を工夫し、支援の成果について分析、検証した結果が次期自立支援計画に活かされる仕組みづくりを期待したい。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	a・ ⑥ ・c
<p><コメント> パソコンのネットワークシステムを利用して、各棟の業務日誌は共有できる仕組みになっており、施設長のチェック欄を設けている。また「児童台帳」もあり、個別の経過が分かるようになっている。全体的に記録内容は何が重要で自立支援計画の評価根拠などになる情報なのか不明瞭であるため、情報に基づいて問題を把握できるよう記録要領を作成するなど、記録の精度を上げる取り組みを期待したい。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・ ⑥ ・c
<p><コメント> 個人情報の取り扱いについては、施設長がミーティングや職員会などの機会に「言わない・持ち出さない」と呼びかけをし、職員は情報漏洩防止に努めている。今後は個人情報保護と情報開示2つの観点から規程整備を進めること、また、ネットワークにアクセスできる職員全員にセキュリティ研修を行うなど、管理体制の強化を期待したい。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・㉓
<p><コメント></p> <p>「施設要覧」や「養護方針」に子どもを尊重する方針などを掲げ、職員は子どもの意思を尊重しながら接している。子どもの権利擁護についての規程・マニュアルなどの整備は進んでいないが、前年度は約45項目ある「人権擁護、人権侵害の防止のための点検事項」を活用し、養育・支援の振り返りをしてきた。今年度は直接処遇職員用、主任用、一般職員用、リーダー用に「勤務評価（自己評価）」を分けており、その中にある項目の一部が、権利擁護に関する気づきにつながる内容となっている。今後は権利擁護の取り組みや権利侵害の防止などについて具体的に検討する機会が増えることを期待したい。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>職員は入所時や日々の関わりの中で権利について子どもに伝えるよう意識しているが、具体的な方策はない。「子どもの権利ノート」の手交は児童相談所が担っているが、現在は複数の出版社協力のもと「国連子どもの権利条約ブックリスト」も発行されているので、権利ノートに変わる資料なども使用して、子どもに具体的に分かりやすく説明する機会が増えることを期待したい。</p>		
A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a・b・㉕
<p><コメント></p> <p>個別の写真や作品は整理され、子どもが見たい時に見ることができ、親が購入してくれた物と施設で購入した物との区別ができるよう印をつけている。生い立ちについて伝えるタイミングは慎重な検討が必要であるため、日々の養育・支援では基本「言わない」で統一し、児童相談所との協議により伝えることが決定した後、子どもに説明している。今後は成長過程を子どもと一緒に振り返り記録に残すなど、子どもにとっても親にとっても空白が生じないよう成長の記録がさらに充実することを期待したい。</p>		
A-1-(4) 被措置児童など虐待の防止など		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・㉖・c

<p><コメント></p> <p>「児童虐待防止マニュアル」に「子どもの虐待の定義」と「具体的な方策」を明記している。具体的な方策で実施したものは、「勤務評価(自己評価)」に留まっており、「人権擁護、人権侵害の防止のための点検事項」「子どもへのアンケート」「お話ボックスの活用」「希望を引き出す応援面接」は中止している。不適切なかかわり防止と早期発見の徹底は口頭での呼びかけが主であるため、今後は点検・改善につながるような仕組みづくりに取り組むことを期待したい。</p>		
<p>A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮</p>		
<p>A⑤</p>	<p>A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>前年度までは小学1年生以上に事前にアンケートを実施し、年3回「希望を引き出す応援面接」を行っていたが、改まった面接になると子どもが緊張してしまうため現在は中止し、日々の関わりの中で子どもの意向を引き出せるよう各棟で工夫している。各棟の生活の場では、子どもが職員に意向を伝えたり、ホワイトボードに意向を表明するなど「私は〇〇したい」「僕は〇〇する」とそれぞれの主張が見られた。今後は伝える力が弱い子どもからの意向をキャッチする仕組みづくり、要望に対して実施困難な事項について説明する機会づくりにも期待したい。</p>		
<p>A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア</p>		
<p>A⑥</p>	<p>A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>入所時においては、一時保護所への面会や乳児院との連携などを行い、子どもを迎え入れる準備をしている。また、退所に向けては個別に声をかけ面接機会を増やしている。今後は移行期の揺れる子どもの気持ちへのアセスメントをより丁寧に行い、記録に残すなど、移行時に子どもの不安を軽減できる具体的な方策が検討できるよう、関係者が子どもの状況を共有できる仕組みを期待したい。</p>		
<p>A⑦</p>	<p>A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>退所後も子どもが安定した生活を送ることができるよう、生活指導においては「起床・就寝」「礼儀・挨拶と言葉づかい」など18項目にわたり目的・方法・留意点が文書化しており、退所に向けての関わりは支援開始時から行われている。また、子どもの目標に応じて、金銭管理、買い物、料理など練習も重ねている。家庭支援専門相談員と入所中の担当者が退所後の支援に取り組み、「退所児童に対するアフターフォローについて」の記録が整備されている。今後は退所後も関係者が協働で見守っていくことが子どもや親に伝わるよう書面を準備するなど、小さなことでも気軽に相談できることを伝えていく方策を期待</p>		

したい。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>メッセージボードに子どもの予定や思いを自由に表記できるようにしたり、問題が生じるたびに話し合いをしたりするなど、各棟で子どもが思いを自由に表出出来るような工夫をしている。同時に、表面化する言動や感情をしっかりと受け止めながら、子ども一人ひとりが抱える課題や特性を理解するために、担当職員と臨床心理士が情報を共有し合い、子どもにとって最良の養育支援が行えるよう努めている。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を営むことを通してなされるよう養育・支援している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>日々の生活の中で子どもとかわりながら、子どもの心身の状況を把握し適切に対応できるよう努めている。生活習慣を身に着けるための生活上の決まりは、子どもが意欲を持って取り組めるよう配慮しており、掃除についても子どもの意見を尊重し担当職員と話し合いながら決め、共有スペースの当番表をルーレット式やマグネット利用で順番を掲示するなど、各棟それぞれの工夫が見られる。施設としての養護方針のもと、各棟の担当職員の裁量に任せ、子どもの発達段階やその時の状況にあわせて、柔軟に対応できるような体制となっている。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>日常生活においては、子どもの自己肯定感を高めることを意識し、褒めて育てることを大切にしている。個別支援計画の中にも、子どもが達成できるような目標を掲げ、成功体験を多く出来るようにしている。また、今まで行っていた児童会の活動内容について見直し、取りやめる活動もあるが、子どもから要望のある活動は意思を尊重していく方向で進めている。活動によっては、子どもの力を信じて企画・運営を任せ、成功につなげるよう見守りの姿勢を持ちながらかわっている。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>体育館や戸外の固定遊具など発達の状況に応じて、体を動かして遊べる環境が確保されている。また、室内で使用する遊具は、子ども一人ひとりの興味に応じて各自小遣いで買ったり保護者からもらったりしている。リビングでは数人で遊べるボードゲームが多く、流行のカードゲームやテレビゲームは取り入れておらず、子どもも生活のルールとして理解</p>		

<p>している。図書館は本館にあるが、各小規模グループケア棟の子どもたちは使用しにくく、担当職員が本を棟に持ってきて目に触れるよう配慮している。図書室の在り方については課題意識を持っており、今後の取り組みに期待したい。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・ b ・c
<p><コメント> 各小規模グループケア棟は陽当たりがよく清潔感にあふれた居住環境であり、リビングの食卓のテーブルや椅子は木製を使用し、ソファ等ぬくもりを感じられるようになっている。キッチンや冷蔵庫、食器棚等が設置され料理体験が出来るようになっており、また、風呂に洗濯機を設置し週2回洗濯し、干すところから片付けまで自分で行っている。食後の食器洗いも高学年から自分で行うなど生活上必要な技術を習得できるよう配慮している。未就園児にも発達段階に応じて箸の持ち方など生活習慣が身につくよう支援している。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a・ b ・c
<p><コメント> 食事の時間は決められているが、朝食は全員で本館の食堂で摂り、異性の兄弟姉妹が関わることが出来るようにしており、夕食は各棟で食べている。ご飯は炊飯器で炊き、副食や汁物は本館の食堂から高学年の子どもが毎日運んでいる。異年齢の子どもが食卓を囲み和やかにその日の出来事や友だちのことなどを話しながら食べており、時には、年上の子どもが年下の子どもの世話をする姿も見られる。各小規模グループケア棟ではキッチンでおやつや軽食を作ったり、毎月1回手作り献立を作成して、買い物に行き料理したりして楽しんでいる。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・ b ・c
<p><コメント> 衣服費が提供され、小学生以下は担当職員と共にお店に行き購入している。小学生以上は自分で好きなお店で好みの衣服を購入し、季節感に合ったものを確保している。洗濯も2日に1回行い、たたんで衣類棚にしまうところまで行っている。衣類が傷んでも、好きなキャラクターでなかなか始末できない子もいるが、話し合いをしてから新しい衣類を購入するようにしている。柔軟剤も好きなものを選ぶなど子どもの思いや個性を大切にしている。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・ b ・c
<p><コメント></p>		

<p>1 人部屋を基本としており高学年の子どもは一人ひとりの空間が大切にされているおり、2 人部屋でも個人の居場所を確保するよう配慮されている。また、リビング、お風呂、トイレ、洗面所など共有に使う場所は清掃が行き届いており、子どもたちが自分の部屋や共有スペースの掃除当番などを決めて行っている。月末に提出する破損・修繕に関する点検簿は機能的ではないと考え、報告を受けた時点で迅速に修繕していく方向で環境整備と安全点検の充実を図っている。</p>		
<p>A-2-(5) 健康と安全</p>		
A⑯	<p>A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	<p>a・⑬・c</p>
<p><コメント></p> <p>健康診断や内科検診は学校で実施され、異常がある場合は嘱託医や専門医院に受診している。未就園児は職員が朝の検温で健康状態を観察し、小学生以上の子どもたちは自分で健康管理をする習慣を身につけ、自己申告できるようにしている。心理・情緒面の健康については臨床心理士が定期的に子どもたちと面談し子どもの様子を把握するようにしている。その結果は施設長の元に届くようになっており、施設長の判断で各棟のリーダーや担当職員と情報を共有したり専門機関につなげたりしている。子ども一人ひとりの病歴や服薬状況などのデータは記録保管されている。</p>		
<p>A-2-(6) 性に関する教育</p>		
A⑰	<p>A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>a・⑬・c</p>
<p><コメント></p> <p>性教育の一環として、外部講師による「ハッピーウーマンプロジェクト」で知識を得る機会を設けている。日常生活の中で、性をめぐる問題は見られない。各棟の担当職員は一個人としての主観的な指導を控え、専門講師に任せるよう配慮している。今後は、性について年齢や発達段階に応じたカリキュラムを作成し、職員自身も子どもの性について知識を身に着け、身近な存在として、子どもが関心を持った時などに伝えていけるような支援に期待したい。</p>		
<p>A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A⑱	<p>A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>a・⑬・c</p>
<p><コメント></p> <p>個別的な配慮を必要とする子が増えていることから、医療機関を含む関係機関と連携を図りながら、子どもの特性や情報を共有している。また、子どもの不適応行動に関してケース会議で取り上げ、児童相談所や小中学校、市教委と情報交換をしながら、子どもの行動の要因や課題を分析し、スーパーバイザーからアドバイスを受け、支援につなげるようにしている。ただ、ケース検討結果や総合所見については担当職員が個人的に記入し持っている状況である。今後は、全職員が見られるよう検討結果や総合所見を記載したものを共通書類として残し、情報の共有化につなげることを期待したい。</p>		

A⑱	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>未就学児から高校生という幅広い年齢層の子どもたちが生活する施設内では、子ども同士、子どもと職員、職員同士の相性や関係性に配慮しながら、暴力やいじめ、差別を防止するように努めている。日々の生活の中で、子ども同士相性が悪かったりストレスを抱えていたりするような場合は、速やかに部屋の移動をして気持ちの安定を図るよう配慮している。子どもだけでなく、職員にとっても健全で過ごしやすい環境であることを目指している。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>ネグレクトや虐待など心理的ケアを必要とする子が増えている。臨床心理士（非常勤務）3人を配属し子どもの基本的な生活習慣の自立支援及び指導を担当してもらっている。子どもとは勤務時間内の中でかかわり、子どもの心理状態から、かかわり方や今後の見立てなど、必要に応じて検討を重ね、支援に活かしている。子どもは臨床心理士に見せる顔と担当職員に見せる顔が違うので、互いの情報が施設長に直接届くようになっており、内容によってリーダーに伝えたり担当職員に伝えたりしながら支援につながるようにしている。自立支援計画の内容も共有している。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>週1回学習ボランティアを受け入れ、小・中学生が利用している。学習については学校や施設での取り組みの様子などを学校側と共有し、必要な支援を行っている。学習室も机の両端に衝立をつけ個人が集中できる環境になっている。学習意欲は子ども一人ひとりに差があるが、生活の安定と成功体験を多くすることが学習意欲を高めることにつながると考え、子どもとのコミュニケーションを大切にしながら学習支援に努めている。</p>		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>進路決定には保護者や学校、他機関とも協議を重ねながら、子どもに合わせた進路や就職など、考えられる選択肢の情報提供をした上で、本人の意思決定を尊重して決めるようにしている。退所後の1年間はアフターケアが義務化されており、年2回担当職員が連絡し状況の確認を行い、職員会で報告し今後の支援に役立てるようにしている。</p>		
A㉓	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>将来について、年齢や必要に応じて職員が自分の経験を交えながら子ども自身で考えられ</p>		

<p>るようにしている。社会経験が積めるようアルバイトや職場体験は、施設のルールの範囲内で積極的に進めている。アルバイトや職場体験先は、高校によっては紹介するところもあるが、大半はスーパーや飲食店など先輩たちが勤めていたところを受け継いでいるのが現状である。今後は、子どもの社会経験や視野を広げるために、賛同してくれる協力事業主の開拓に期待したい。</p>		
<p>A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>		
<p>A⑳</p>	<p>A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員と担当職員が中心となって自立支援計画に盛り込みながら、家族に対する支援が行われている。担当職員は子どもとの関係性に配慮し、可能な家族の範囲で子どもの行事ごとに家族と連絡を取り合っている。また、面会時に普段の様子を伝えたり、外出、外泊の時の様子を確認したり、問題が生じた場合には、迅速な連絡を心がけ、家族との信頼関係の構築に努めている。</p>		
<p>A-2-(11) 親子関係の再構築支援</p>		
<p>A㉒</p>	<p>A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を窓口として、各棟のリーダーと担当職員を中心に、児童相談所や保護者などの居住する市町村と連携しながら、家庭の状況、地域環境、使えるサービスなどを調べ、親子関係の再構築につなげるよう努めている。今後も家庭支援相談員を中心として、親子関係を再構築するための支援方針を明確にし、施設全体で共有化しながら取り組むことを期待したい。</p>		